

厚生労働省発社援1001第1号
令和3年10月1日

沖縄県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和3年度沖縄振興公共投資交付金（社会福祉施設等施設整備に関する事業）の
交付について

標記の交付金の交付については、別紙「令和3年度沖縄振興公共投資交付金交付
要綱（社会福祉施設等施設整備に関する事業）」により行うこととされ、令和3年
4月1日から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和3年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱（社会福祉施設等施設整備に関する事業）

第1 通則

沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日府沖振第148号・警察庁甲官発第136号・総官企第161号・24文科施第9号・厚生労働省発会0406第4号・23地第483号・平成24・03・28財地第1号・国官会第3338号・環境会発第120406012号）に基づく沖縄振興公共投資交付金の交付に関しては、沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）第105条の2及び第105条の3、沖縄振興特別措置法施行令（平成14年3月31日政令第102号）第32条の2、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第2 沖縄振興公共投資交付金（社会福祉施設等施設整備に関する事業）

（交付の目的）

- 1 この交付金は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

- 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設	

		授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。）	社会事業授産施設		
(3) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援、同条第15項に規定する就労定着支援若しくは同条第16項に規定する自立生活援助に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）及び	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設 相談支援事業所		

<p>同条第 11 項に規定する障害者支援施設並びに同条第 18 項に規定する相談支援を行う事業所</p>			
<p>(4) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>(5) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業（同第 2 項に規定する児童発達支援、同第 4 項に規定する放課後等デイサービス、同第 5 項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同第 6 項に規定する保育所等訪問支援に限る。）を行う事業所及び同第 7 項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに第 7 条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター</p>	<p>児童福祉施設</p> <p>児童発達支援事業所</p> <p>放課後等デイサービス事業所</p> <p>居宅訪問型児童発達支援事業所</p> <p>保育所等訪問支援事業所</p> <p>障害児相談支援事業所</p>	<p>児童発達支援センター</p> <p>障害児入所施設</p>	<p>福祉型児童発達支援センター</p> <p>医療型児童発達支援センター</p> <p>福祉型障害児入所施設</p> <p>医療型障害児入所施設</p>

3 第 2 において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をい

う。

(1) 第2の2の表第1号及び第2号に掲げる施設(以下「保護施設等」という。)の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築(以下「耐震化等整備」という。))を含む。以下同じ。)をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について別添1「沖縄振興公共投資交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	別添2「沖縄振興公共投資交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	別添3「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。
応急仮設施設整備	別添4「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 第2の2の表第3号、第4号及び第5号に掲げる施設(以下「障害福祉サービス事業所等」という。)の場合

--	--

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について別添1「沖縄振興公共投資交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。

(交付の対象)

- 4 この交付金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥沖縄県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人 又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	沖縄県	3 / 4	2 / 3
(2) 社会事業 授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3
(3) 障害福祉 サービス事業所等 7 障害福祉 サービス事業所（居宅 介護、重度 訪問介護、 同行援護、 行動援護、 療養介護、 就労定着支 援、自立生 活援助を除 く。）	障害者総合支援 法第79条第2 項	障害者総合支 援法第79条 第2項に基づ き事業を実施 する法人（社 会福祉法人、 医療法人、日 本赤十字社、 一般社団法人 公益社団法人、 一般財団法 人、公益財 団法人、NPO 法人、営利法	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3

		人等。以下「社会福祉法人等」という。）				
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人等。医療法人を除く。）	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3
エ 身体障害者社会参加	身体障害者福祉法第28条第3	社会福祉法人	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3

支援施設	項					
オ 児童福祉施設等						
障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人	児童福祉法第56条の2第1項	沖縄県	3 / 4	2 / 3
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	沖縄県	3 / 4	2 / 3

5 この交付金は、施設整備費において次に掲げる費用については交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 この交付金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める沖縄県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した沖縄県が交付した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類ごとの額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を

乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算出した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額

（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

（ウ）地域交流スペースに係る基準額

a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）

26,200千円（初度設備相当を併せて整備する場合は27,610千円）

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合36,080千円（初度設備相当を併せて整備する場合は37,480千円）

c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）35,200千円（初度設備相当を併せて整備する場合は38,960千円）

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合49,790千円（初度設備相当を併せて整備する場合は53,550千円）

（エ）地域交流スペースに係る沖縄県の補助額

（2）（1）以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表1-2の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「沖縄県交付基本額」という。）に、4の表の⑥欄に定める沖縄県補助率を乗じて得た額と、沖縄県が交付した額とを比較して少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

（3）次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備の場合

（1）のうち「4の表の⑥欄に定める沖縄県補助率」とあるのは「（3）の

表の③欄に定める沖縄県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合

(2)のイ中「4の表の⑥欄に定める沖縄県補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める沖縄県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	沖 縄 県 補 助 率 ③	国 庫 補 助 率 ④
ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ・ 障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。） ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。） ・ 障害者入所施設（主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る） 	5/6	4/5
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設（中分類） 	8.75/10	7.5/8.75
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所施設（主として重症心身障害児（児 	9/10	8/9

	童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		
イ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・ 救護施設	5/6	4/5
ウ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・ 救護施設	5/6	4/5

(交付金の概算払)

7 九州厚生局長は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

8 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、九州厚生局長の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、九州厚生局長の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに九州厚生局長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) この交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(5) 沖縄県が社会福祉法人等に対してこの間接交付金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

(イ) 建物等の用途

(ウ) 入所定員又は利用定員

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 沖縄県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を沖縄県知事に納付させることがある。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む。)は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに沖縄県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社

及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、沖縄県知事に報告があった結果、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を沖縄県に納付しなければならない。

ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど沖縄県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、沖縄県知事の承認を受けないでこの間接交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、沖縄県知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を間接交付金の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(6) (5)により付した条件に基づき沖縄県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ九州厚生局長の承認又は指示を受けなければならない。

また、沖縄県知事が(5)のキによる報告を受けた場合には、別紙8により九州厚生局長に報告しなければならない。

(7) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接交付金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この間接交付金の全部又は一部を取り消すことがある。
- (9) 沖縄県は、国から概算払によりこの間接交付金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(申請手続)

- 9 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに九州厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 10 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 11 この交付金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

九州厚生局長は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して、原則として4月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

- 12 この交付金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により令和3年12月末日現在の状況を令和4年2月末日までに九州厚生局長に報告しなければならない。

(実績報告)

- 13 この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(8の(5)のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は令和4年4月10日のいずれか早い日までに、九州厚生局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは令和4年4月30日までに、別紙6の様式による報告書を九州厚生局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 14 九州厚生局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ九州厚生局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 沖縄振興特別措置法第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 別添5「沖縄振興公共投資交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、別添6「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、九州厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
<p>介護用リフト等特殊付帯工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>授産施設等近代化整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>授産施設等</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及</p>	<p>授産施設等の整備に必要な工事費又</p>

整備工事費	び額とする。	は工事請負費
解体撤去 工事費及び 仮施設設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事 請負費及び仮施設設整備に必要な賃借 料、工事費又は工事請負費

算 定 基 準

(別表 1 - 1 に掲げる整備以外の事業)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。ただし、第 3 欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮 設 施 設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類			沖 縄 県
救護施設	本体	都市部	6,620,000
		標準	6,310,000
	初度設備加算		97,000
	個室整備加算	都市部	463,000
		標準	441,000
更生施設	本体	都市部	6,620,000
		標準	6,310,000
	初度設備加算		97,000
	個室整備加算	都市部	463,000
		標準	441,000
授産施設	都市部	3,010,000	
	標準	2,870,000	
	初度設備加算		102,000
宿所提供施設	都市部	2,280,000	
	標準	2,170,000	
	初度設備加算		97,000

- (注) 1 上段書きは、別添9「沖縄振興公共投資交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		沖 縄 県
救護施設	都市部	9,070,000
	標準	8,650,000
更生施設	都市部	9,070,000
	標準	8,650,000

(注)1 上段書きは、別添9「沖縄振興公共投資交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別添1

沖縄振興公共投資交付金における大規模修繕等の取扱いについて

1 対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 施設の模様替	① 狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事 ③ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための、多床室の個室化等改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 介護用リフト等特殊付帯工事	既存施設について別添7「沖縄振興公共投資交付金における介護用リフト等特殊付帯工事の取扱いについて」（以下「介護リフト等特殊付帯工事費補助金実施要綱」という。）2により整備する工事
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 地震防災対策上必要な補強改修工事

	③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備 ④ 緊急災害時用の給水設備の整備
(9) 生産設備近代化整備	既存施設について別添8「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」(以下「生産設備近代化整備交付要綱」という。)により建物に固定して一体的な設備を整備するための工事
(10) 短期入所事業改修整備	短期入所事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、短期入所事業の基盤整備を図るための改修工事
(11) 障害福祉サービス事業等改修整備 ((10) の事業を除く。)	障害福祉サービス事業等を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、障害福祉サービス等の基盤整備を図るための改修工事
(12) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

- (注) 1 施設とは、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象施設をいう。
 ただし、1の(4)の②、③の事業については、入所施設とする。
 2 一定年数は、おおむね10年とする。

2 補助基準

- (1) 原則として1施設の総事業費が次により算出された金額以上(ただし、1の(7)の事業については、介護リフト等特殊付帯工事費補助金実施要綱に定める基準額の範囲内、1の(9)の事業については、生産設備近代化整備交付要綱に定める基準額の範囲内)のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上のものとする(ただし、入所施設以外の施設については、500万円以上のものとする。)

施設延面積(九州厚生局長が必要と認めた面積)×4,000円

ただし、

- ・1の(3)の事業については、原則として総事業費が300万円以上のもの
- ・1の(4)③の事業については、原則として総事業費が100万円以上のもの
- ・1の(5)の②のアスベスト処理工事については、入所施設にあつては原則として総事業費が100万円以上、通所(利用)施設にあつては30万円以上のもの
- ・1の(8)の事業については、原則として総事業費が500万円以上のもの
- ・1の(10)の事業については、30万円以上600万円以内(ただし、短期入所事業以外の施設(以下、「本体施設」という。)の改修と一体的に改修工事を行う場合は、本体施設の一部とみなして本体施設に係る補助基準を適用)のもの
- ・1の(11)の事業については、30万円以上500万円未満のものとする。

- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
 (3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

3 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

- (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り
- (2) 工事請負業者の見積り

別添 2

沖縄振興公共投資交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて

第1 スプリンクラー設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業

2 対象施設

- (1) 入所施設（当該施設に併設する短期入所事業所を含む。）
- (2) 入所施設以外の施設については、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が6,000㎡以上の場合

3 国庫補助基準単価

1㎡当たり21,500円とする。ただし、入所施設にあって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は、1㎡当たり40,900円とする。

また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。

4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として九州厚生局長が必要と認めた面積とする。

5 その他

- (1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。
- (2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じる

ことが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

第2 屋内消火栓設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業

2 対象施設

消防法施行令第11条に基づき屋内消火栓設備の設置を要する施設（消防法令等が改正されることに伴い新たに必要となる施設を含む。）

3 国庫補助基準単価

(1) 消防法施行令第11条第3項第1号イからへまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

ア 基準単価

(基本額) (㎡当たり加算額)

501万円以内 + 2,000円/㎡以内

イ 屋内消火栓箱設置数による加算

屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に259千円以内の額を乗じた額を加算する。

ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。

(2) パッケージ型消火設備を設置する場合

基準単価

当該設備を設置する個数に388千円以内の額を乗じた額

4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として九州厚生局長が必要と認めた面積とする。

5 その他

屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

別添3

老朽民間社会福祉施設の整備について

1 老朽民間社会福祉施設整備の趣旨

老朽民間社会福祉施設整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進していくこととする。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（1）に定める施設であって、（2）に定める期間内に整備するもの。

（1）対象となる社会福祉施設等

（対象施設）

生活保護法に規定する救護施設、更生施設又は宿所提供施設

（2）適用期間

令和3年度から令和8年度（5年計画）

3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次の通りである。

（1）木造による施設の場合

別紙1に掲げる算定方法によって得た数（以下「老朽度数」という。）が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業（1施設で2以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。）にあっては、5,500点以下をそれ以外にあっては4,500点以下のものを施設の改築整備事業とする。

（2）ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては30年、その他のものについては、25年を経過したもの、又は、別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。

（3）鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50年を経過したもの、又は、別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。

4 国庫補助基準

(1) 本体工事費

本交付要綱の別表1-1に定めるところによるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

(2) その他の工事費

交付要綱の別表1-1に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書きの規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。

5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間社会福祉施設整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。

6 その他の取扱い

(1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。

(2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。

木造施設の老朽度算定要領

木造施設の老朽度は、次の各号の定めるところにより、算定した数を連乗して得た数値とする。

- (1) 別表1の第1項から第3項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数に、根継ぎした柱が半数以上あるときは、0.8を半数未満あるときは、0.9を、根継ぎした柱がないときは1を乗じ、これに50を加算して得た数
- (2) 別表2の第1項から第7項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数
- (3) 別表3の第1項から第3項までの各項の該当する欄の記号の組合わせにより別表4から得た係数

別表1 (構造耐力)

1	基礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、壺コンクリート造	5	堀立柱木杭基礎	0
2	土台	15.2cm角以上	15	12.1cm角以上 15.2cm角未満	10	12.1cm角未満	5	土台なし	0
3	柱	二階以上の階を有する場合の一階の柱	20	13.6cm角以上 又は12.1cm角以上2本	15	12.1cm角以上	10	12.1cm角未満	0
		平家の場合の柱		13.6cm角以上 又は12.1cm角以上2本		10.6cm角以上		10.6cm角未満	

別表2 (保存度)

1	経過年数	5年未満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30年以上	0
2	基礎の不同沈下	ない	6	ほとんどない	4	かなりある (見てわかる程度)	1	ひどい	0
3	外壁の土台の腐朽度	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0
4	外壁の柱の老朽度	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0
5	梁の老朽度	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0
6	柱の傾斜度	梁行 (はりゆき)	20	1 cm未満	15	1 cm以上 2 cm未満	10	2 cm以上 3 cm未満	0
		桁行 (けたゆき)	20	180cm	15	180cm	10	180cm	0
7	横架材の傾斜度	梁行 (はりゆき)	15	1 cm未満	10	1 cm以上 2 cm未満	5	2 cm以上 3 cm未満	0
		桁行 (けたゆき)	15	180cm	10	180cm	5	180cm	0

別表3 (外力条件)

1	海岸からの距離	a 海岸から8Kmをこえる	b 海岸から4Kmをこえる8Km以内	c 海岸から4Km以内
2	最深積雪量	a 20cm未満	b 20cm以上1m未満	c 1m以上
3	地盤	a 普通	b やや軟弱	c 軟弱

別表4

係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件記号	a a a	b a a	a a b	b a b	a a c	b a c	a b c	b b c	a c c	b c c	c c c
			a b a	b b a	a b b	b b b	a c b	b c b	c b c		
			c a a		a c a	b c a	c a c		c c b		
					c a b		c b b				
					c b a		c c a				

- (注) 記号(a、b、c)の順序は、別表3の項の順序とする。
- (注) 1 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。
- 2 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。
また、調査対象施設の構造計算書等の資料を十分に参考とすること。

現存率 ①×100		%									
区 分	構 成	P	種 類	N	各 部 現 存 率 K		再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R=P×N/0.4	現 存 指 数 K × R	現 存 率 Σ (K×R) / Σ (R)	
					内 容	率					
構 造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート	1.5							
			鉄筋コンクリート	1.0							
			ブロック造	0.7							
			鉄骨造 れんが造、石造	0.9 1.2							
主要部の 仕 上	屋 根	10	・アスファルト防水、コンクリート押えモルタル塗	1.7							
			・アスファルト露出防水	1.0							
			・モルタル防水	0.5							
			・石綿スレート、かわら、銅板	0.4							
	外 壁	25	・タイル (小口)	1.4							
			・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付	1.0 1.0 0.6							
	内 壁	20	・モルタル	1.0							
			・プラスター ・木製	0.8 0.7							
天 井	20	・吸音テックス	1.1								
		・ボード ・プラスター ・木製	1.0 0.8 0.7								
床	20	・リノリウム	1.3								
		・プラスチックタイル ・アスファルトタイル (暗) ・モルタル ・木製	1.1 1.0 0.8 0.7								
外部建具	35	・アルミサッシ (オーダー)	1.2								
		・アルミサッシ (既成) ・スチールサッシ ・木製	1.0 0.9 0.7								
内部建具	10	・木製	1.0								
小 計											
設 備	電灯設備等	20	・蛍光灯 (300LX程度以上)	1.0							
			・蛍光灯 (300LX程度以下)	0.8							
			・白熱灯	0.4							
	電線類その他	15	・ビニール被覆線	1.0							
			・ゴム被覆線	0.9							
給排水その他	20	・水洗便所	1.0								
		・くみ取便所	0.4								
暖 房	40	・空気調和	1.9								
		・温風 (ボイラー方式) ・温風 (熱風炉式) ・その他	1.3 1.0 1.0								
小 計											
外 力 条 件	25	別 表 に よ る 係 数									
合 計										①	

各部現存率Kの値	(構造) 内容		
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0, 0.9	
	2 中小亀裂、鋼材発錆（鉄骨造）、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの	0.9, 0.8, 0.7	
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5	
	4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5, 0.4, 0.3	
	5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3, 0.2, 0.1	
	(仕上、設備) 内容		
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0, 0.9	
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9, 0.8, 0.7	
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5	
	4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5, 0.4, 0.3	
	5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3, 0.2, 0.1	

(注) 1 調査票記入要領

- ア 調査票の各区分ごとの種類欄 (N) は、該当するか所に○印を付すこと。
 - イ 各部現存率欄 (K) は、下表各部現存率K値の内容のうち、該当する項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること（老朽度が大きいものほど係数は小さい。）。また、老朽の具体的な状況を記入すること。
 - ウ 外力条件は、a 海岸からの距離、b 積雪、c 地盤の各内容ごとに1つを選択し、その組み合わせに応じた係数を種類欄 (N) 及び各部現存率欄 (K) に記入すること。
 - エ 各区分ごと及び合計について、再建設指数 ($P \times N$)、再建設指数調整値 ($R = P \times N \% / 0.4$) 及び現存指数 ($R \times K$) を算定すること。
 - オ 各区分ごとの現存指数の合計 ($\Sigma (R \times K)$) を再建設指数調整値の合計 (R) で除して現存率を算定すること。
- 2 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。
- 3 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。

別表

施設種別		基準定員	
		定員	基準定員の内容
生活保護法	救護施設 更生施設 宿所提供施設	4人以下 4人以下 1世帯以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）

別添4

社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて

1 対象事業

長時間継続する災害により、入所者等の処遇上特に必要と認められる応急仮設施設整備であって、原則として、入所者等の処遇に直接かかわるものについては、施設種別ごとに定められている「設備及び運営に関する基準」を満たしていること。

なお、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度九州厚生局長に協議するものとする。

2 補助基準額

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

(1) 公的機関（沖縄県又は市町村の建築課等）の見積り

(2) 工事請負業者の見積り

なお、これにより難い特別の事情があるときは、九州厚生局長が必要と認めた額とする。

3 なお、応急仮設施設は、交付要綱の2の表に定める各施設が、災害による警戒区域等に所在するため、当該施設の使用が長期間困難となった場合に、入所者等の適切な処遇を確保するため、当該施設と同等の機能を有する施設として緊急避難的に設置される施設であり、当該施設の使用が再開されるまでの間、当該施設と同様の施設として取り扱われるものであること。

別添5

沖縄振興公共投資交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて

1 一部改築

(1) 国庫補助額算定の基本的な考え方

定員1人当たり国庫補助基準単価に一部改築部分に係る定員数を乗じることにより、一部改築部分のみの国庫補助額を算定する。

ただし、一部改築部分に係る定員数が算定できない場合の定員数は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る定員数} = \text{定員} \times \frac{\text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}}$$

(2) 国庫補助基準額の算定方法

$$\text{基準額} = \frac{\text{定員1人当たり国庫補助基準単価}}{\text{定員1人当たり国庫補助基準単価}} \times \text{一部改築に係る定員数}$$

(3) 国庫補助額の算定方法

交付要綱の第2の6の(1)に定めるところによるものとする。

(4) その他

既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

2 拡張

(1) 国庫補助額算定の基本的な考え方

定員1人当たり国庫補助基準単価に定員を乗じて得た額に現在の国庫補助算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る国庫補助額を算定する。

なお、拡張対象面積は次により算出することとする。

$$\text{拡張対象面積} = \frac{\text{現在の国庫補助算定面積}}{\text{現在の国庫補助算定面積}} - \frac{\text{当時の国庫補助基準面積}}{\text{当時の国庫補助基準面積}}$$

ただし、拡張する実面積が上記により算出した拡張対象面積を下回る場合には、実面積を拡張対象面積とする。

(2) 国庫補助基準額の算定方法

$$\text{基準額} = \frac{\text{定員1人当たり国庫補助基準単価}}{\text{現在の国庫補助算定面積}} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の国庫補助算定面積}} \times \text{定員}$$

(3) 国庫補助額の算定方法

交付要綱の第2の6の(1)に定めるところによるものとする。

別添6

都市部における社会福祉施設の整備の促進について

I 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度

1 趣旨

都市部における社会福祉施設の新規設置については、深刻な用地不足からその整備が進まない実態にあることから、こうした問題を緩和するため、既存施設を整備需要の高い施設と複合化して改築する場合に経過年数を緩和し、老朽度にかかわらず、社会福祉法人が設置する場合に独立行政法人福祉医療機構の無利子融資の優遇措置を講じるほか、保護施設等（障害者施設を除く。）については、3階建以上の場合に国庫補助基本額の加算を行うことにより、都市部における整備の促進を図る。

2 改築対象施設

- (1) 原則として、社会福祉施設等の延面積の50%以上が10年以上経過した建物であること（原則として老朽度は問わない。）
- (2) 人口10万人以上の市、施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に所在し、他の緊急度の高い施設と複合化して改築する施設

3 優遇措置の内容

- (1) 保護施設等（障害者施設を除く。）のうち、3階建以上の建物（改築施設及び緊急度の高い施設が3フロア以上を専用する場合に限る。）の場合国庫補助基本額の加算を行う（8%以内で特に認める基本額）。
- (2) 社会福祉法人が整備する場合に、本制度の対象施設の整備に係る経費について独立行政法人福祉医療機構融資において、同機構の定める貸付基準に基づき、一部又は全部を無利子融資とする。ただし、初度設備に要する経費については対象としないこととする。

II 高層化特例割増制度

1 趣旨

都市部の深刻な用地問題に対応し、用地の高度利用を図る観点から、高層化する場合に必要なスペースを確保できるよう国庫補助基本額の加算を行うこととし、これにより都市部における整備の促進を図る。

2 対象施設

人口10万人以上の市、施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に整備する3階建以上の次の施設

- 交付要綱による社会福祉施設等

3 優遇措置の内容

「保護施設等」の対象施設

国庫補助基本額の加算を行う（8%以内で特に認める基本額）。

別添7

沖縄振興公共投資交付金における介護用リフト等 特殊附帯工事の取扱いについて

1 目的

この交付金は、社会福祉施設において、入所者の処遇の改善、介護職員の就労環境の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

2 対象事業

(1) 介護用リフト等整備費

ア 趣旨

社会福祉施設において介護を必要とする身体障害者等に対する入所者の処遇の向上並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、交付要綱による社会福祉施設等のうち、次の施設であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

救護施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児入所施設

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 介護用リフトの整備

居室や浴室等に介護のための天井走行型介護用リフトの整備

(イ) 特殊浴槽の整備

介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備

(2) 資源有効活用整備費

ア 趣旨

社会福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、交付要綱の第2の2に掲げる保護施設等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 水の循環・再利用の整備

- 施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備
- (イ) 生ごみ等処理の整備
施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備
 - (ウ) ソーラーの整備
光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備
 - (エ) その他
資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(3) 民間社会福祉施設特別整備費

ア 趣旨

社会福祉施設等において入所している身体障害者等があたたくより快適な生活が送れるよう、施設の緑化等ゆとりと潤いのある生活環境を整備するため、入所者及び地域社会に配慮した創意工夫による個性ある施設づくりの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社であって、施設の新增改築及び拡張の施工に併せ「ウ 対象経費」に掲げる事業を実施する次の条件を備えた施設

- 保護施設等の入所施設において、施設入所者の生活の質の向上及び在宅福祉サービス等のため、施設整備面で先駆的な取組みを行うもの

ウ 対象経費

次に掲げる対象事業で、施設整備費本体の対象経費以外の整備に係る工事費又は工事請負費とする。

<対象事業>

植栽・花壇・庭園、遊歩道、歩行訓練場及び温室等

3 国庫補助基準額

(1) 2の(1)の事業を行う場合

別表の1に掲げる就労・訓練事業等整備加算を適用する。

ただし、救護施設においては別表の2に掲げる単価を適用する。

(2) 2の(1)以外の事業を行う場合

ア 1施設ごとの2の(2)から(3)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、12,600千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表の3に掲げる基準額と、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定す

る地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表の4に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

別表

1 就労・訓練事業等整備加算

		基準額
就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,300千円
	標準	40,400千円

2 救護施設

施設の種類	基準額
救護施設	12,600千円

3 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

施設の種類	基準額
救護施設、更生施設、宿所提供施設	14,000千円
授産施設	14,700千円

4 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合

施設の種類	基準額
救護施設	14,000千円

別添 8

生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて

1 趣旨

社会経済情勢の変動や利用者の障害の重度化等の要因により生産事業の継続に支障を来し、事業収益や支払工賃の減少を余儀なくされている授産施設の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備に要する費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、もって授産施設等利用者の自立助長の促進を図るものである。

2 対象施設

授産施設、社会事業授産施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

3 対象経費

施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる事由により機械設備を整備するための機械器具購入費及び機械器具設置にかかる工事費又は工事請負費とする。

- (1) 経済情勢の変動等による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- (2) 技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- (3) 利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は、機械設備の整備

4 国庫補助基準

- (1) 1施設ごとの対象経費の実支出額（2社以上の納入業者の見積りのいずれか低い方）と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、原則として、13,900千円（1,500千円（ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円）以上とする。）とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

ただし、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

別表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

施 設 の 種 類	基 準 額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、15,400千円（1,667千円（ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円）以上とする。）
授産施設	原則として、16,200千円（1,750千円（ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には875千円）以上とする。）

別添 9

沖縄振興公共投資交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて

1 趣旨

都市部における建築費の実態を勘案し、補助単価の割増加算を行い施設の整備促進を図ることを目的とする。

2 対象施設及び割増率

この補助単価の特例（割増加算）については、交付要綱による社会福祉施設等を5%割増加算とする。

3 対象地域

人口10万人以上の市の区域であって、人口密度が概ね1,000人/km²の地域

別添 10

沖縄振興公共投資交付金における解体撤去工事費及び仮設施設 整備工事費の取扱いについて

1 趣 旨

この交付金は、老朽化等に伴う社会福祉施設等の改築等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を補助することにより、社会福祉施設等の円滑な改築整備を行い、利用者の処遇の向上を図るものである。

2 解体撤去工事費

(1) 対象施設

本交付要綱による社会福祉施設等のうち、改築等を行う施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、本交付要綱の第2の3の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い、既存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。

(3) 基準額の算定

ア 定員一人当たり基準単価を適用する場合

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に基づく事業として行う場合には別表1-1又は別表1-2に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

イ 既存施設の一部を解体し撤去する場合

別添5「沖縄振興公共投資交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

(4) 留意事項

ア 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する廃材の運搬及び処分に要する費用についても含まれるものであること。

イ 国の補助事業において取得した既存施設に係る財産処分（取りこわしに限る。）の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

3 仮設施設整備工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、解体撤去工事費が補助対象となる施設であって、用地の関係上等特別な事情により仮設施設が真に必要と認められる施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、本交付要綱の第2の3の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築、大規模修繕等又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い仮設施設を整備する事業とする。

(3) 基準額の算定

ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合

沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

イ 1事業（施設）当たり基準単価を適用する場合

沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2-1又は別表2-2に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

ウ 別添5「沖縄振興公共投資交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

(4) 留意事項

ア 仮設施設整備工事費には、本交付要綱の第2の5に定める費用を除き、仮設施設の整備に最低限必要なすべての付帯設備に要する費用が含まれるものであること。

イ 仮設施設の整備については、原則として建物の貸借により行うものとする。ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

ウ 仮設施設は、改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、当然のことながらこの間、入所者等の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないよう配慮すること。

エ 仮設施設の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

別表1-1

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

定員1人当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標	準	都	市	部
救護施設		315,000		330,000	
更生施設		315,000		330,000	
授産施設		151,000		158,000	
宿所提供施設		112,000		117,000	

(注) 都市部は、別添9「沖縄振興公共投資交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」による都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-2

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

定員1人当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標準	都市部
救護施設	418,000	438,000
更生施設	418,000	438,000

(注) 都市部は、別添9「沖縄振興公共投資交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」による都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-1

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標	準	都	市	部
救護施設		573,000				601,000
更生施設		573,000				601,000
授産施設		283,000				297,000
宿所提供施設		216,000				226,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	24,300,000				25,500,000
	通所系 (注1)	11,700,000				12,200,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、別添9「沖縄振興公共投資交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」による都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標準	都市部
救護施設	760,000	798,000
更生施設	760,000	798,000
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)(注1)	37,000,000	38,800,000
障害福祉関係施設 入所系 (注1)	32,400,000	34,000,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、別添9「沖縄振興公共投資交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」による都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。